

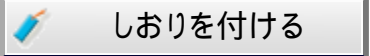


新潟県 介護サービス情報公表システム

[↑トップページへ \[3\]](#)[しおり付き事業所一覧\(0件\)](#) | [用語について](#) | [ヘルプ](#)[←戻る \[4\]](#) [このページを印刷する](#) **介護サービス情報(基本情報)**

基本情報は、事業所が記入した報告内容をそのまま表示します。

調査日:平成19年4月9日 公表日:平成19年5月31日 更新日:平成19年5月31日

事業所番号/名称	住所/その他
名称: デイサービスセンター 桜井の里 介護サービス: 通所介護 事業所番号: 1575200306	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地 郵便番号: 959-0318 電話: 0256-94-3939 ファクス: 0256-94-2552
調査票様式: 平成18年度様式(初版)	計画年度: 平成18年度
しおりは付いていません 	

基本情報

調査情報

	記入年月日	平成19年2月23日	
記入者名	青木 裕子	所属・職名	デイサービスセンター長

1. 事業所等を運営する法人等に関する事項

法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

法人等の名称	法人等の種類	社会福祉法人(社協以外) (その他の場合、その名称)	
	名称	(ふりがな)さくらのさとふくしかい 桜井の里福祉会	
法人等の主たる事務所の所在地	〒959-0318		
	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地		
法人等の連絡先	電話番号	0256-94-3939	
	FAX番号	0256-94-2552	
	ホームページアドレス	あり: http://www.sakurai-fukushi.or.jp	
法人等の代表者の氏名及び職名	氏名	柏原 雅史	
	職名	理事長	
法人等の設立年月日	平成5年6月14日		

法人等が当該都道府県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	か所数	主な事業所の名称	所在地
< 居宅サービス >			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		

通所介護	あり	4	デイサービスやひこ	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3035番地
通所リハビリテーション	なし			
短期入所生活介護	あり	2	特別養護老人ホーム桜井の里	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地
短期入所療養介護	なし			
特定施設入居者生活介護	なし			
福祉用具貸与	なし			
特定福祉用具販売	なし			
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	なし			
認知症対応型通所介護	あり	1	グループホームこいて	新潟県西蒲原郡弥彦村矢作4623番地
小規模多機能型居宅介護	なし			
認知症対応型共同生活介護	あり	2	グループホームこいて	新潟県西蒲原郡弥彦村矢作4623番地
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし			
居宅介護支援	あり	2	ケアプランセンター桜井の里	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	なし			
介護予防訪問入浴介護	なし			
介護予防訪問看護	なし			
介護予防訪問リハビリテーション	なし			
介護予防居宅療養管理指導	なし			
介護予防通所介護	あり	4	デイサービスやひこ	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3035番地
介護予防通所リハビリテーション	なし			
介護予防短期入所生活介護	あり	2	特別養護老人ホーム桜井の里	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地
介護予防短期入所療養介護	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	なし			
介護予防福祉用具貸与	なし			

特定介護予防福祉用具販売	なし			
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	1	グループホームこいて	新潟県西蒲原郡弥彦村矢作4623番地
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	2	グループホームこいて	新潟県西蒲原郡弥彦村矢作4623番地
介護予防支援	あり	2	弥彦村地域包括支援センター	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地
<介護保険施設>				
介護老人福祉施設	あり	2	特別養護老人ホーム桜井の里	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地
介護老人保健施設	なし			
介護療養型医療施設	なし			

2. 介護サービスを提供し、または提供しようとする事業所等に関する事項

事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

事業所等の名称	(ふりがな)でいさーびすせんたー さくらのさと デイサービスセンター 桜井の里			
事業所等の所在地	〒959-0318	新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地		
事業所等の連絡先	電話番号	0256-94-3939		
	FAX番号	0256-94-2552		
	ホームページアドレス	あり : http://www.sakurai-fukushi.or.jp		
介護保険事業所番号	1575200306			
事業所等の管理者の氏名及び職名	氏名	青木 裕子		
	職名	センター長		

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)

事業の開始(予定)年月日	平成6年4月1日
指定の年月日	平成5年3月31日
指定の更新年月日(直近)	平成18年4月1日

生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無

あり

事業所等までの主な利用交通手段

車利用

3. 事業所等において介護サービスに従事する従業者に関する事項

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等

(報告計画の基準日の前月)		平成18年3月				
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	2	0	0	0	2	2

看護職員	3	0	1	1	5	3.4
介護職員	6	0	0	0	6	6
機能訓練指導員	3	0	1	1	5	3.4
事務員	0	0	0	0	0	0
その他の従業者	1	0	0	0	1	1
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40
常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	1	0	0	0		
介護福祉士	3	0	0	0		
介護職員基礎研修	0	0	0	0		
訪問介護員 1級	0	0	0	0		
2級	1	0	0	0		
3級	0	0	0	0		
介護支援専門員	0	0	0	0		
従業者である機能訓練指導員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士	0	0	0	0		
作業療法士	0	0	0	0		
言語聴覚士	0	0	0	0		
看護師及び准看護師	3	0	1	0		
柔道整復士	0	0	0	0		
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0		
管理者の他の職務との兼務の有無					あり	
管理者が有している当該業務に係る資格等	あり	(資格等の名称) 介護福祉士				
看護職員及び介護職員1人当たりの利用者数						3
従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等						
(報告計画の基準日の前月)		平成18年3月				
区分	看護職員		介護職員			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数	2	0	1	0		
前年度1年間の退職者数	2	0	1	0		
業務に従事した平均経験年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
1年未満の者の人数	1	0	2	0		
1年～3年未満の者の人数	0	0	3	0		

3年～5年未満の者の人数	1	0	0	0
5年～10年未満の者の人数	0	0	0	0
10年以上の者の人数	2	0	1	0
区分	生活相談員		機能訓練指導員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0
業務に従事した平均経験年数	生活相談員		機能訓練指導員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満の者の人数	1	0	0	0
1年～3年未満の者の人数	0	0	0	0
3年～5年未満の者の人数	0	0	0	0
5年～10年未満の者の人数	1	0	0	0
10年以上の者の人数	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況				あり

4. 介護サービスの内容に関する事項

事業所等の運営に関する方針

1. もうひとつの我が家づくりを目指します。2. ご利用者のご家族の尊厳と権利を守り、人として当たり前の生活を保障します。3. 施設は地域の財産であり、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一とします。

介護サービスを提供している日時

事業所の営業時間	平日	7:30～19:00
	土曜	7:30～19:00
	日曜・祝日	7:30～19:00
定休日等	年中無休	

利用可能な時間帯

所要時間	利用可能な時間帯	
2時間以上3時間未満	あり	10:00～13:00
3時間以上4時間未満	10:00～13:30 又は13:00～16:15	
4時間以上6時間未満	10:00～14:30	
6時間以上8時間未満	10:00～16:15	
留意事項	利用時間は別途ご相談承ります	

6時間以上8時間未満の前後の延長サービスを利用可能な時間帯

所要時間	利用可能な時間帯	
8時間以上9時間未満	あり	7:30～16:15 又は10:00～18:30
9時間以上10時間未満	あり	
留意事項	利用時間は別途ご相談承ります	

事業所が通常時に介護サービスを提供する地域

弥彦村、新潟市、燕市

介護サービスの内容等

個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	なし						
入浴介助の実施(介護報酬の加算)の有無	あり						
若年性認知症ケアの実施(介護報酬の加算)の有無	なし						
栄養マネジメントの実施(介護報酬の加算)の有無	なし						
口腔機能向上サービスの実施(介護報酬の加算)の有無	なし						
利用者の送迎の実施の有無	あり						
利用定員	30						
介護サービスの利用者への提供実績(支払実績)							
利用者の人数							
区分	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成18年3月 (報告計画の基準日の前月)	0	32	22	18	16	12	100
平成17年3月 (報告計画の基準日の前年同日の前月)	0	41	24	18	12	12	107
介護サービスを提供する施設、設備等の状況							
建物の構造	配置階	1	地上階	1	地下階	なし	
送迎車輛の形態				あり	リフト車両	4台	
リフト車輛の設置状況				あり			
食堂の面積	70.92m ²			機能訓練室の面積	70.92m ²		
食堂及び機能訓練室の利用者1人当たりの面積				2.36m ²			
静養室の面積	42m ²			相談室の面積	21m ²		
便所の設置数	2			うち男女別の対応が可能な数			2
				うち車椅子等の対応が可能な数			1
浴室の設備の状況	浴室の数			個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴
				5	1	2	0
その他の浴室の設備の状況			特別養護老人ホーム桜井の里浴室と兼用				
消火設備等の状況				あり: 消火設備の設置とともに、消火訓練を定期的実施			
福祉用具の設置状況							
車椅子				あり			
杖				あり			
歩行器				あり			
その他							
利用者からの苦情に対応する窓口等の状況							
事業所又は事業所を運営する法人に設置している利用者からの苦情に対応する窓口等							
窓口の名称	施設内苦情申立窓口 生活相談員						
電話番号	0256-94-3939						
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:30					
	土曜	8:30 ~ 17:30					

	日曜・祝日	8:30 ~ 17:30
定休日等	年中無休	
上記以外の利用者からの苦情に対応する主な窓口等		
窓口の名称	桜井の里福祉会 第三者委員会	
電話番号	0256-94-3939	
対応している時間	平日	8:30 ~ 17:30
	土曜	8:30 ~ 17:30
	日曜・祝日	-
定休日等	平日のみの受付	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み		
損害賠償保険の加入状況		
あり	(その内容) 介護保険・社会福祉事業者総合保険、施設利用者傷害見舞金補償、業務中傷害補償、感染症見舞金補償費用、等	
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること		
あり	(その内容) ご利用者の安全の確保を最優先とし、迅速、かつ誠意をもって対応	
介護サービスの提供内容に関する特色等		
(その内容) もうひとつの我が家づくりを目指すべく、処々のケアを実践、反復、そして職員への徹底を図る		
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		
あり	実施した年月日	平成17年4月1日
	当該結果の開示状況	あり
第三者による評価の実施状況		
なし	実施した年月日	
	実施した評価機関の名称	
	当該結果の開示状況	なし
5. 介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項		
介護給付以外のサービスに要する費用		
利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対して行う送迎の費用の額及びその算定方法		
別途相談による		
利用者の選定により、通常要する時間を超えるサービスを提供する場合の費用の額及びその算定方法		
別途相談による		
食事に要する費用の額及びその算定方法		
昼食550円(朝食330円、夕食500円)		
おむつ代及びその算定方法		
実費による		
当該介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用の額(日常生活費)及びその算定方法		
実費による		

利用者の都合により介護サービスを提供できなかった場合に係る費用(キャンセル料)の徴収状況

なし

(その算定方法)

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施の有無

あり

[トップページへ](#)[戻る](#)[↑このページの先頭へ \[5\]](#)[ご利用条件](#) | [お問い合わせ](#)

Copyright © 2006 Prefectural Government. All rights reserved.